

「第11次品川区交通安全計画」に対するご意見の要旨と区の考え方

No	ご意見（要旨）	区の考え方
1	自転車による走行について危ない場面を毎日のように見ており、ソフト面（安全教育）に限界を感じる。川崎市が歩道に専用レーンを設けているように、ハード面（自転車専用レーン設置）の試行が急務である。	本計画における「自転車利用環境の総合的整備」の施策において、自転車走行環境の整備により、歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間の実現に努めてまいります。
2	自転車のマナーが悪く、歩道を安心して歩くことができない。自転車マナーの周知徹底をしてほしい。	本計画における「自転車利用者に対する交通安全教育」の施策において、関係団体と協力した街頭啓発活動、各種広報媒体を通じた広報活動により、自転車のルール・マナーの周知に努めてまいります。
3	パルム商店街周辺に「品川区」と書かれた自転車放置防止のためのカラーコーンがあるが、歩道を塞いでおり、通行の妨げとなっている。撤去するか、ガードレールを設置してほしい。	放置自転車対策につきましては、本計画における「放置自転車対策の推進」の施策において、自転車等駐車場の設置、放置自転車の撤去、放置防止指導啓発等の実施により、放置自転車の減少に努めてまいります。 ご指摘の箇所は自転車の放置禁止区域となっており、放置自転車が増えることで歩行者の通行の妨げになるため、カラーコーン設置により、放置防止に努めているところです。
4	自転車専用レーンを走行する際、落下物、街路樹、路上駐車、自動車の煽りなど、多くの危険が伴う。	本計画における「自転車利用環境の総合的整備」の施策において、自転車走行環境の整備により、歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間の実現に努めてまいります。
5	自転車安全に関してはかなりマナーが悪く、街頭指導が必要。路地裏の交通量の多い箇所に定点カメラを設置し、どの程度の自転車利用者が一時停止を守っているかを調べるべきである。	自転車の安全利用の推進につきましては、本計画における「自転車利用者に対する交通安全教育」の施策において、警察署をはじめとした各種団体と協力した上で、街頭指導・啓発活動、悪質な自転車利用者に対する取締りの推進等により、自転車のルール・マナー向上に努めてまいります。 定点カメラを用いた自転車利用者の通行方法の確認につきましては、ご意見として承ります。

6	<p>自転車について、大人の場合は車道を走るべきだが、小さな子どもが同乗している場合は、子どもが急に後ろを向くなどで重心がぶれ、車体が大きく揺れることが多いため、広い歩道を走行するほうが安全であると考える。</p>	<p>ご意見のとおり、自転車は車道通行が原則となっておりますが、車道の通行が困難である等やむを得ない状況がある場合、歩道を通行することができます。ただし、この場合は歩道の中央より車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げ恐れがあるときは、一時停止しなければなりません。</p>
7	<p>自転車レーンの整備が進んでいないように感じる。安心して車道を走行することができない。</p>	<p>本計画における「自転車利用環境の総合的整備」の施策において、自転車走行環境の整備により、歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間の実現に努めてまいります。</p>
8	<p>自転車利用者のマナーが悪い。</p>	<p>本計画における「自転車利用者に対する交通安全教育」の施策において、関係団体と協力した街頭啓発活動、各種広報媒体を通じた広報活動により、自転車のルール・マナーの周知に努めてまいります。</p>
9	<p>子どものヘルメット着用を徹底させるべきである。</p>	<p>本計画における「自転車利用者に対する交通安全教育」の施策において、子どもだけでなく、すべての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット等の交通事故被害を軽減する器具の利用を推進してまいります。</p>
10	<p>子どもの時から、ルールを守ることがかっこいいという意識付けをすることが重要である。併せて、ルールを守ることができない子どもに対しては、カウンセリング等の補助が必要である。</p>	<p>子どもに対する交通安全教育につきましては、本計画における「学校等における交通安全教育」の施策において、子どもの発達段階に応じた効果的な交通安全教育を推進し、交通ルール・マナーの向上に努めてまいります。</p> <p>ルールを守ることが難しい子どもに対するカウンセリング等の補助につきましては、ご意見として承ります。</p>
11	<p>区主催による二輪車に関する運動技能向上を目的とした講習会を実施しているか。</p>	<p>現在、品川区主催による二輪車向け講習会は実施しておりませんが、本計画における「二輪車運転者に対する交通安全教室」の施策において、警察署をはじめとした各種団体と連携した上で、二輪車の交通事故防止を目的とした二輪車実技教室の実施を推進してまいります。</p>

		区主催による二輪車向け講習会につきましては、導入について研究してまいります。
12	飲酒運転対策に関して、WHOのアルコール依存症対策に従うべきである。	飲酒運転の根絶につきましては、本計画における「飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立」の施策において、警察署をはじめとした各種団体と連携した上で、各種広報媒体およびキャンペーンを通じた広報啓発活動、「ハンドルキーパー運動」の普及推進により、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立に努めてまいります。頂いたご意見につきましては、国および都の動向を注視しながら研究してまいります。
13	青物横丁駅から品川シーサイド駅へ向かうジュネーブ通りの歩道幅が狭く、危険である。自転車レーンは設置されているものの、路上駐車等により歩道走行する自転車が多く、特に子どもや高齢者との接触を数回目撃しており、危険を感じる。	本計画における「歩道の整備」の施策において、誰もが安心して歩ける歩行空間の確保に努めてまいります。
14	北品川4丁目5丁目の小関通りのような、通学路であるにも関わらず歩道を塞ぐ形でトラックが止まっている道路を安全にしてほしい。	本計画における「違法駐車取締り」および「違法駐車等防止活動の推進」の施策において、警察署をはじめとした各種団体と連携した上で、違法駐車の実態に応じた重点的な取締りを推進することで、良好な駐車秩序の確立に努めてまいります。
15	自転車レーンへの駐車が多く、走行する際に危険を感じる。駐車車両への取締りを強化するべきである。	本計画における「違法駐車取締り」および「違法駐車等防止活動の推進」の施策において、警察署をはじめとした各種団体と連携した上で、違法駐車の実態に応じた重点的な取締りを推進することで、良好な駐車秩序の確立に努めてまいります。

16	歩行者の左側通行が多く、自転車が歩道を通行する際、歩行者をぬって通行しており、危険である。歩行者は右側通行、自転車は左側通行を徹底させるべきである。	道路交通法の定めにより、歩行者は、歩道および車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならないこととなっております。交通ルールの周知につきましては、本計画における「交通安全意識の啓発」の施策において、歩行者の通行方法も含めた正しい交通ルール・マナーの普及啓発に努めてまいります。
17	交通法規の見直しが必要である。	頂いたご意見につきましては、警視庁をはじめとした関係行政機関に情報共有してまいります。
18	死傷者数から、これまでの交通安全施策が間違っていると言える。	ご意見のとおり、区内では未だに多くの方々が交通事故で死傷しており、交通事故は依然として区民の安全・安心を脅かしています。 区では、交通事故のないまちをつくるため、本計画に基づき、区内の交通安全施策を総合的かつ計画的に推進し、交通安全の更なる向上に努めてまいります。
19	フランス、カナダなどの先進国の交通安全施策を学び、日本にも取り入れていくべきである。	頂いたご意見につきましては、国および都の動向を注視しながら研究してまいります。
20	通学路上に、崩れる危険性のある石の塀があり、現在もそのままになっている。このような塀については居住者が直すのか、それとも区が直すのか。	倒壊の危険性がある道路沿いの塀の安全化対策工事については、塀の所有者が実施することとなっております。 なお、品川区では、大地震や台風などの自然災害による塀の倒壊から人命をまもるため、安全性が確認できない道路沿いの塀に対する除却などを支援しております。

21	<p>道路上での喫煙について、歩行者が喫煙者を避けて車道に出る場合があり、危険であるため、罰則を設けるなどで禁煙を徹底してほしい。</p>	<p>品川区では、平成15年に「品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例」を施行し、区内全域で公共の場所における歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるを禁止しています。特に人の往来の多い駅周辺を路上喫煙禁止・地域美化推進地区として指定し、路面シート・横断幕で表示しているほか、生活安全サポート隊が巡回・指導を行うとともに、悪質な違反者については過料の徴収も行っています。また、禁止地区以外の駅周辺においても、シルバー人材センターの協力を得て、喫煙マナーアップ事業を継続して実施しています。今後も品川区では、たばこを吸う方も吸わない方も快適で住みよいまちづくりに努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。</p>
22	<p>歩行者や自転車の交通安全の確保のため、建築工事等における不法道路占有を排除してほしい。</p>	<p>本計画における「道路の使用および占用の抑制」の施策において、現場パトロール等による許可条件の遵守、保安施設の整備等の指導の強化を推進することで、道路交通の安全の確保に努めてまいります。</p>
23	<p>通行の妨げとなるため、道路での車両積み降しについては公道使用ではなく専用敷地内で行ってほしい。</p>	<p>本計画における「地域実態に応じた駐車規制の促進」および「荷さばき駐車需要に応じた駐車スペースの確保」の施策において、警察署をはじめとした各種団体と連携した上で、荷さばき駐車に配慮した駐車規制の見直し、荷さばき駐車需要に応じたパーキング・メーター等の貨物車枠の拡充等により、駐車秩序の確立に努めてまいります。</p>